

## 令和8年（2026年）度双葉町標準農業労働賃金表

今年度の標準農業労働賃金を下記のとおり定めました。

双葉町農業委員会

### 《日雇作業》

【参考】福島県最低賃金1時間あたり1,033円

作業名	単位	賃金	適用
一般農作業	8時間	9,000円	8時間労働（昼食持参） 特殊な作業やほ場条件、労働力に差異がある場合は、当事者間で調整して下さい。

### 《請負作業（消費税抜き）》

作業名			単位	基本料金	摘要
耕起	ロータリー耕	1番耕	10a	7,000円	未整備田及び5a以下並びに湿田等のほ場のものは基本料金の2割増とする
		2番耕	10a	6,000円	未整備田及び5a以下並びに湿田等のほ場のものは基本料金の2割増とする
	プラウ耕		10a	6,000円	未整備田及び5a以下並びに湿田等のほ場のものは基本料金の2割増とする
整地	バーチカルハロー		10a	6,000円	
	レザーレベラー		10a	30,000円	積載運搬費及び燃料費等は含まない
機械によるクロぬり			1m	70円	
代かき			10a	6,000円	未整備田及び5a以下並びに湿田等のほ場のものは基本料金の2割増とする
田植	機械田植		10a	7,000円	未整備田及び5a以下並びに湿田等のほ場のものは基本料金の2割増とする すみ植、補植を除く
	直播		10a	6,000円	
	機械田植（施肥付）		10a	7,500円	未整備田及び5a以下並びに湿田等のほ場のものは基本料金の2割増とする すみ植、補植を除く
コンバイン刈取			10a	17,000円	結束する場合は糸を含まず
糸運搬（コンテナ）			10a	2,000円	・町内搬出 ・町外への運搬は相対で協議し、決めることとする
乾燥・調整（うるち）			60kg	1,700円	色彩選別を含む 乾燥調製一式
肥料散布			10a	1,500円	肥料代金は委託者負担とする 積込みを含む
堆肥散布			10a	3,500円	堆肥代金は含まず、積込運搬費を含む
農薬散布			10a	1,000円	薬剤費用は委託者負担とする
草刈	モア（草刈）		10a	2,500円	・トラクターアタッチモアの作業可能地とする。 ・畦畔も含むものとし、法面が多い部分については協議することとする
	テッダ（反転）		10a	2,000円	
	機械式草刈	1時間		1,500円	相対で協議して決めることとする
捆包（ロールベラー）			1個	1,700円	90cm以下のものとする
被覆（ペールラッパー）			1個	2,000円	110cm程度で資材込みとする

- この賃金表は、本町の農業における一般的な作業について、標準的な金額を定めたものです。
- 作業の請負にあたり、当事者間で作業料金を協議するための目安としてご利用ください。
- 燃料費及び資材費等の高騰分については、双方協議のもとに決めてください。